

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 26 年 6 月 28 日 制 定

平成 26 年 8 月 22 日 一部 改 正

平成 28 年 8 月 5 日 一部 改 正

平成 30 年 8 月 9 日 一部 改 正

全 国 大 会 運 営 規 則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の全国大会に関する運営方法についての事項は、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規則は、全国大会の開催場所、開催時期、運営方法についての事項を定めることを目的とする。

（開催場所について）

第2条 開催場所については、開催1年前の社員総会までに理事会において候補地を決定するものとする。ただし、会場については、交通アクセスが良く、バリアフリー対応ができる会場を設定するものとする。

（開催時期について）

第3条 開催時期は原則毎年7～9月第4週目の土曜日から月曜日にかけた2～3日間開催が望ましい。なお、他の学会の大会等と日程的に重なる場合はずらし対応することとする。

（大会実行委員会組織の発足について）

第4条 大会実行委員会は開催場所の属する支部が中心となり、支部長のもと実行委員会組織を立ち上げるものとする。発足時期は前大会終了後、すみやかに実行委員会の組織化をすすめるものとする。

（運営方法について）

第5条 大会の運営方法については、別添の「全国大会関係様式集」「運営マニュアル」等に基づいて進めるものとする。

(大会支援費の支払いについて)

第6条 学会本部（以下「本部」という。）は、社員総会が終わり次第、支部で組織された実行委員会が正式に立ち上げられ、振込口座が開設された段階で、大会支援費として、30万円を指定口座に振り込むものとする。

(予算および会計について)

第7条 全国大会における運営に関する必要な経費については、参加者の参加費徴収をもって充てることとする。なお、公開のシンポジウム・討論会等の運営に必要となる経費についても、その中から充てるものとする原則として資料代や参加費の徴収をもって充てることとする。

2 実行委員会は実行予算書を作成し、収支に見合う大会運営とすることし、支出の出納を管理し、大会終了後、速やかに決算報告を理事会に上げるものとする。

(実行委員の実行委員会への参加のための交通費について)

第8条 実行委員会への参加のための交通費については、予算において可能な範囲内で、全国大会予算から実費を支出することができるものとする。

(シンポジウムや討論会への講演者への交通費と謝金について)

第9条 原則として、会員への謝金支払いは不要とする。なお、非会員については交通費（旅費）を必ず領収書を取ることを基本とし、取れない場合は支払うことはできない旨を事前に講演者に依頼の際は必ず申し伝えること。ただし、片道100km未満の場合はyahoo 路線料金等に準拠して支払うことができるが、その場合はご本人から支払明細もしくは領収書をもらうこととする。

2 謝金は必ず源泉徴収が必要であり、本部から源泉徴収税額を引いた金額を講師に振込むこととし、平成25年1月より源泉徴収税額は、所得税法に定められた額である。

- ・非会員講演者への基本謝金額は期間、時間に問わらず10,000円とする。
- ・領収書の但し書きには、源泉徴収税額を必ず明記する。
- ・謝金10,000円の場合、「領収額面は10,000円」、但し書きには「うち源泉1,021円含む」と明記し、振込額は8,979円となる。

3 アルバイトを雇う場合には、参加者の参加費で、そのアルバイト代と交通費を賄うこととする。

(アクセシビリティ)

第10条 大会運営者（大会事務局）は「情報保障」や「保育」の準備があることを示し、

大会参加者に「どのような情報がどこまで必要か」「保育の有無」などについて、確認を行い必要に応じ適切に対応することとする。

(大会参加者補償対応)

第11条 大会開催にあたって、期間中の参加者、スタッフ、実行委員全員に対するケガ等による傷害補償として、行事参加者補償制度費用付帯の団体総合保障制度費用保険等に加入することとする。ただし、補償額の目安は、概ね災害死亡補償 500 万円程度、療養補償保険金額入院日額 5000 円程度、通院日額 3000 円程度とする。

(その他)

第12条 以上の各条に関わる事項のなかで、特別な事由が認められる場合は、会長および副会長との協議により、本規則の基準外の支出を認めることができる。

(規則の変更)

第13条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

- 1 本規則は、平成26年6月28日から施行する。
- 2 本規則は、平成26年8月22日から施行する。
- 3 本規則は、平成28年8月5日から施行する。
- 4 本規則は、平成30年8月9日から施行する。